

千葉県健康福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 19 号で被災した被保険者に係る  
利用料の負担等の取扱いについて

「令和元年台風第 19 号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その 2）（令和元年 10 月 21 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。以下「事務連絡」という。（別添））により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところでありますが、市町村における利用料の取扱いについては下記のとおりでありますので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村に対する周知等をよろしくお願いいたします。

記

- 1 事務連絡に基づき、介護サービス事業所等において利用料の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関等へ請求された介護給付費請求書に係る利用料については、被保険者からの申請を待つことなく市町村の判断により、免除することができることとする。
- 2 1 に基づく利用料の免除については、市町村への特別調整交付金による財政支援を行う予定であり、詳細を後日お知らせすること。
- 3 なお、介護保険施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、現行どおりであること。

別添

事務連絡  
令和元年10月21日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の  
介護サービス事業所等における取扱いについて（その2）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（令和元年10月18日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

## 1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、**令和元年 10 月 21 日午前 10 時時点**で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

## 2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

## 3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。  
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。  
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村

(令和元年 10 月 21 日 10 時時点)

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岩手県	<u>大船渡市</u>
2		陸前高田市
3		釜石市
4		山田町
5	宮城県	仙台市
6		石巻市
7		<u>塩竈市</u>
8		気仙沼市
9		<u>白石市</u>
10		名取市
11		角田市
12		<u>多賀城市</u>
13		岩沼市
14		<u>登米市</u>
15		栗原市
16		大崎市
17		富谷市
18		<u>丸森町</u>
19		<u>亶理町</u>
20		<u>山元町</u>

21		<u>利府町</u>
22		大郷町
23		大衡村
24		色麻町
25		<u>加美町</u>
26		涌谷町
27		南三陸町
28	福島県	福島市
29		<u>会津若松市</u>
30		郡山市
31		いわき市
32		<u>白河市</u>
33		須賀川市
34		<u>相馬市</u>
35		二本松市
36		<u>田村市</u>
37		南相馬市
38		伊達市
39		<u>本宮市</u>
40		桑折町
41		<u>国見町</u>
42		<u>大玉村</u>
43		<u>鏡石町</u>
44		<u>天栄村</u>
45		<u>檜枝岐村</u>

46		只見町
47		<u>西郷村</u>
48		泉崎村
49		中島村
50		矢吹町
51		<u>石川町</u>
52		玉川村
53		<u>平田村</u>
54		古殿町
55		<u>三春町</u>
56		小野町
57		檜葉町
58		富岡町
59		<u>川内村</u>
60		大熊町
61		<u>双葉町</u>
62		浪江町
63		<u>葛尾村</u>
64		新地町
65		<u>飯館村</u>
66	茨城県	<u>水戸市</u>
67		<u>日立市</u>
68		<u>土浦市</u>
69		<u>石岡市</u>
70		<u>結城市</u>

71		<u>常陸太田市</u>	
72		<u>北茨城市</u>	
73		<u>茨城町</u>	
74		<u>那珂市</u>	
75		常陸大宮市	
76		大子町	
77		<u>神栖市</u>	
78		<u>守谷市</u>	
79		<u>つくば市</u>	
80		<u>ひたちなか市</u>	
81		<u>城里町</u>	
82		<u>筑西市</u>	
83		<u>笠間市</u>	
84		栃木県	宇都宮市
85			足利市
86	栃木市		
87	佐野市		
88	鹿沼市		
89	日光市		
90	大田原市		
91	<u>矢板市</u>		
92	<u>那須塩原市</u>		
93	<u>塩谷町</u>		
94	<u>那須町</u>		
95	那須烏山市		



96	群馬県	高崎市
97		<u>藤岡市</u>
98		<u>富岡市</u>
99		<u>南牧村</u>
100		嬭恋村
101		<u>千代田町</u>
102		邑楽町
103		みなかみ町
104		埼玉県
105	川口市	
106	秩父市	
107	所沢市	
108	<u>飯能市</u>	
109	本庄市	
110	東松山市	
111	狭山市	
112	入間市	
113	朝霞市	
114	和光市	
115	<u>新座市</u>	
116	富士見市	
117	<u>坂戸市</u>	
118	<u>嵐山町</u>	
119	川島町	
120	<u>ときがわ町</u>	

121		横瀬町
122		小鹿野町
123		<b><u>美里町</u></b>
124		神川町
125		寄居町
126	東京都	北区
127		板橋区
128		練馬区
129		八王子市
130		青梅市
131		府中市
132		昭島市
133		日野市
134		日の出町
135		檜原村
136	神奈川県	川崎市
137		相模原市
138		平塚市
139		小田原市
140		茅ヶ崎市
141		秦野市
142		厚木市
143		伊勢原市
144		海老名市
145		座間市

146		南足柄市
147		寒川町
148		大井町
149		松田町
150		山北町
151		箱根町
152		湯河原町
153		愛川町
154		清川村
155	新潟県	上越市
156	山梨県	大月市
157	長野県	<b><u>長野市</u></b>
158		松本市
159		<b><u>上田市</u></b>
160		<b><u>岡谷市</u></b>
161		諏訪市
162		須坂市
163		小諸市
164		<b><u>飯山市</u></b>
165		<b><u>茅野市</u></b>
166		<b><u>塩尻市</u></b>
167		佐久市
168		<b><u>千曲市</u></b>
169		<b><u>東御市</u></b>
170		<b><u>安曇野市</u></b>

171		小海町
172		<u>南相木村</u>
173		<u>佐久穂町</u>
174		長和町
175		下諏訪町
176		<u>富士見町</u>
177		原村
178		辰野町
179		麻績村
180		生坂村
181		小布施町
182		<u>高山村</u>
183		飯綱町
184	静岡県	函南町